令和

五四年

告 目 示 次

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正…… ○特定計量器の定期検査の実施……………… ○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出 公 告 (会計管理課) 商 保高 県下 民 地 工政策課 険 福 局域 課祉

県西 県東 民, 民北 局域 局域 : : 六 六

同 : 七 七

〇右 つ右 〇右

同

同 同

出

先 機 関

県上 県上 民. 民 地 地 局域 局域 : :

○土地改良区の管理規程の変更の認可…… 同 :

七 七

自

○土地改良区の定款変更の認可…………

告

示

青森県告示第二百九十四号

社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第

項

第五百九十六号

(金曜)

: : H | 世七 | 11 | 五00 番登 号録 _五令 - 和 年登 " 月 三六 日録 らみ株式会 とみ社 らみ株式 会社 名氏 名又は 二目高八 ○一台戸 三四市 の丁湊 二目高八 〇一台戸 三四市 の丁湊 住

だホシパリエ リエ

家ひンー

前井八 七田戸

の平市一ノ新

_五令 ·和

ホ料住

一老型

人有

三三六

スモスンコー 港

前井八 七田戸

の平市一ノ新

"

訪問

介護

: :

六 Ŧî.

青森県告示第二百九十五号

計量器の定期検査を実施するので、 計量法 (平成四年法律第五十一号) 第十九条第一 同法第二十一条第二項の規定により公示する。 項の規定により、 次のとおり特定

令和五年四月七日

検査対象特定計量器

動はかり、 計量法施行令 分銅及びおもり (平成五年政令第三百二十九号) 第十条第一 項第一号に規定する非

青森県知事

三

村

申

吾

実施期日、 実施場所及び検査対象区域

令和五年五 年五	令和五年五 年前十時	実
時から午後二十五月八日	-時から午前- - 日八日	施
二時まで	<u> </u>	期
`	時三十分まで	目
六宝館	中郷公	実
	公民館	施
		場
		所
	黒石市	区検 査対 域象

の規定により、 号の規定により公示する。 次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第

令和五年四月七日

青森県知事 村 申

吾

所

名 事

称 業

所 在

所 地

務開 月

年予業

日定始

備

考

午後一時から午後二時まで令和五年五月二十二日	午前十一時から正午まで	午前九時三十分から正午まで令和五年五月十九日	午後一時から午後三時まで令和五年五月十八日	午前九時三十分から正午まで令和五年五月十八日	午後一時から午後三時まで令和五年五月十七日	午後一時から午後三時まで令和五年五月十六日	午前九時三十分から正午まで令和五年五月十六日	午前十一時から正午まで令和五年五月十五日	午後一時から午後二時まで令和五年五月十二日	午前十時三十分から正午まで令和五年五月十二日	午後一時から午後三時まで令和五年五月十一日	午前十時三十分から正午まで令和五年五月十一日	午後一時から午後三時まで令和五年五月十日	午前十時三十分から正午まで令和五年五月十日	分まで午前十一時三十分から午前十一時三十年五月九日
すくすくこどまり館	小泊漁業協同組合			アかつ市役所本庁舎開放エリ	海上自衛隊大湊総監部		むつ市中央公民館	近川集会所						黒石市役所本庁前車庫	りんごセンター 津軽みらい農業協同組合山
	中泊町							むつ市							

	喜良市コミュニティセン	午前十時三十分から正午まで
	川倉ふれあいセンター	午前十時三十分から正午まで令和五年六月七日
	市浦庁舎車庫	午前十時三十分から正午まで令和五年六月六日
	太田集会所	午後一時から午後一時三十分まで令和五年六月五日
市五所川原	十三コミュニティセンター	午前十一時から正午まで
		午後一時から午後三時まで令和五年六月二日
	板柳町公民館	午前十時三十分から正午まで令和五年六月二日
		午後一時から午後三時まで令和五年六月一日
板柳町	川支店倉庫 津軽みらい農業協同組合沿	午前十時三十分から正午まで令和五年六月一日
		午前十時三十分から正午まで令和五年五月二十六日
		午後一時から午後三時まで令和五年五月二十五日
	総合文化センターパルナス	午前十時三十分から正午まで令和五年五月二十五日
		午後一時から午後三時まで令和五年五月二十四日
	号倉庫)	午前九時三十分から正午まで令和五年五月二十四日
		午後一時から午後三時まで令和五年五月二十三日
	号倉庫)	午前十一時から正午まで

		午前九時三十分から正午まで
	山村開発センター	午後一時から午後二時三十分まで令和五年六月二十日
	赤石公民館	午前九時三十分から正午まで令和五年六月二十日
	合鳴沢リンゴセンターつがるにしきた農業協同組	午後一時から午後二時三十分まで令和五年六月十九日
鰺ケ沢町	中村公民館	分まで午前十一時三十分から午前十一時三十分まで
	農村環境改善センター	午前九時三十分から正午まで令和五年六月十六日
		午後一時から午後三時まで令和五年六月十五日
	深浦町役場	午前九時三十分から正午まで令和五年六月十五日
深浦町	ふれあいと創造の館	午後一時から午後三時まで令和五年六月十四日
		午後一時から午後三時まで令和五年六月十三日
	鶴田町役場車庫	午前十時三十分から正午まで令和五年六月十三日
	合六号農業倉庫	午後一時から午後二時まで令和五年六月十二日
鶴田町	合鶴翔ライスセンターつがるにしきた農業協同組	午前十時三十分から正午まで令和五年六月十二日
		午後一時から午後二時まで令和五年六月九日
	金木総合支所	午前十時三十分から正午まで令和五年六月九日
	嘉瀬コミュニティセンター	午後一時三十分から午後三時まで令和五年六月八日

午前十時三十分から正午まで令和五年七月五日	午後一時から午後三時まで令和五年七月四日	午前十時から正午まで令和五年七月四日	午後一時から午後二時まで令和五年七月三日	午前十時から正午まで令和五年七月三日	午後一時から午後三時まで令和五年六月三十日	午前十時から正午まで令和五年六月三十日	午後一時から午後一時三十分まで令和五年六月二十九日	午前十時から午前十一時三十分まで令和五年六月二十九日	午後一時から午後三時まで令和五年六月二十八日	午前十時から正午まで令和五年六月二十八日	午後一時から午後三時まで令和五年六月二十七日	午前九時三十分から正午まで令和五年六月二十七日	午後一時から午後三時まで令和五年六月二十六日	午前十時三十分から正午まで令和五年六月二十六日	午後一時から午後二時まで令和五年六月二十二日	で年前十一時から午前十一時三十分まで和五年六月二十二日
ンター南広森コミュニティ消防セ		森田駐在所横車庫		柏農村環境改善センター		合川除支店つがるにしきた農業協同組	ター 館岡コミュニティ消防セン	合繁田ライスセンターつがるにしきた農業協同組		合つがる支店一号倉庫つがるにしきた農業協同組	車力ふれあい会館	合牛潟支店つがるにしきた農業協同組		ター富萢地区コミュニティセン	西目屋村役場車庫	大白公民館
														つがる市		西目屋村

午前九時三十分から正午まで 令和五年八月二十九日	午後一時から午後二時三十分まで令和五年八月二十八日	午前十一時から正午まで令和五年八月二十八日	午前九時三十分から正午まで令和五年七月十四日	午後一時から午後三時まで令和五年七月十三日	午前九時三十分から正午まで令和五年七月十三日	午前九時三十分から正午まで令和五年七月十二日	分まで午前九時三十分から午前十一時三十	令羽丘宇七月十一日	午後二時三十分から午後三時まで令和五年七月十日	午後一時から午後二時まで	旧上で	午前十一時から午前十一時三十分ま令和五年七月十日	午後一時から午後三時まで令和五年七月七日	午前十時から正午まで令和五年七月七日	午後一時から午後三時まで令和五年七月六日	午前九時三十分から正午まで令和五年七月六日	午後一時から午後三時まで令和五年七月五日
	六戸町役場車庫	出張所出張所組合七百			三沢市役所裏倉庫	春日台社会福祉センター		おいつせ農業効司狙合含重	施設が代地区コミュニティ集会	プリ 目 クラ 良食	7月11日公民官	谷地頭農民研修センター		広場つがる市商工会前イベント		大畑倉庫	柴田倉庫ごしょつがる農業協同組合
		六戸町										三沢市					
分まで午前十一時三十分から午前十一時三十分和五年九月十二日	午後一時から午後三時まで令和五年九月十一日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月十一日	午後一時から午後二時まで令和五年九月八日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月八日	午後一時から午後二時まで令和五年九月七日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月七日	午後一時から午後二時まで令和五年九月六日	午後一時から午後二時三十分まで		F前上寺三上子かっ F前上一寺まで 令和五年九月五日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月四日	午前九時三十分から午前十一時まで令和五年九月一日	午後一時から午後三時まで令和五年八月三十一日	分まで 一 一 一 一 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に 一 に に に に に に に に に に に に に	年	まで午後一時三十分から午後二時三十分令和五年八月三十日	令和五年八月三十日
榎林地区加工等施設		庫坪地区農産加工等施設前倉				東北町役場本庁舎裏車庫	北農村環境改善センター		中央公民館	千曳地区学習等供用セン	ンター 徳万才地区コミュニティセ	合下田支店野菜センター十和田おいらせ農業協同組	庫おいらせ町役場本庁舎裏車	駐車場	おいらせ町役場分庁舎第二	所合ももいし支店一川目事業合和田おいらせ農業協同組	二川目地区生活会館
		七戸町								<u> </u>	東北町						町おいらせ

	トラベルプラザサンシャイ	午後一時から午後二時まで令和五年九月二十五日
横浜町	(旧南部小学校玄関前) 横浜町町民交流センター	分まで午前十一時三十分から午前十一時三十分まで
		午後一時から午後一時三十分まで令和五年九月二十二日
	中央公民館	午前十一時から正午まで令和五年九月二十二日
	泊地区イベント広場	まで午前九時三十分から午前十時三十分令和五年九月二十二日
	六ケ所村役場平沼出張所	午前十一時から正午まで令和五年九月二十一日
	倉内コミュニティセンター	午後一時から午後二時まで令和五年九月二十日
六ケ所村	千歳平地区公民館	分まで午前十一時三十年前十時三十分から午前十時三十分から午前十一時三十年
		午後一時から午後二時三十分まで令和五年九月十九日
		午前十時三十分から正午まで令和五年九月十九日
		午後一時から午後二時三十分まで令和五年九月十五日
	七戸町役場七戸庁舎車庫	午前十時三十分から正午まで令和五年九月十五日
	元山谷精米所(高屋敷)	午後一時三十分から午後二時まで令和五年九月十四日
	荒屋平精米所	午前十時三十分から午前十一時まで令和五年九月十四日
		午後一時から午後二時三十分まで令和五年九月十三日
	七戸町役場本庁舎裏車庫	午前十時三十分から正午まで令和五年九月十三日

一般社団法人青森県計量協会の名称

青森県告示第二百九十六号

部を次のように改正する。昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一

八日まで 八日まで	午後一時から午後二時三十分まで令和五年九月二十九日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月二十九日	午後一時から午後三時まで令和五年九月二十八日	午前十時三十分から正午まで令和五年九月二十八日	まで午後一時三十分から午後二時三十分を和五年九月二十七日	午前九時三十分から正午まで令和五年九月二十六日
計量法第二十一条第三項に 開い、特定計量をした場合に 明のでは知事が指定する届出をした場合では知事が指定する のでは知事が指定する場合で が表される 場所、特定する場合に 場合の場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に 場合に				町立体育館	馬門公民館	横浜町役場前
町お六東横六七野中鶴板西深鯵つむ三市五黒 いケ北浜戸戸辺泊田柳目浦ケがつ沢 所石 ら所町町町町地町町町屋町沢る市市 川市 せ村 町 村 町市 原					野辺地町	

令和五年四月七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

令和五年四月七日

第一号の表中

本通支店

青森県告示第二百九十七号

北海道函館市本通二丁目

り公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。 り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定によ る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ 次のとお

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申

吾

		奥戸	の加 名入 称区	届
北郡大間町	下北郡大間町大字奥戸字材木村二六の一	下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七	発起人の住所及び氏名	由 出 事 項
	- E \$	ーか五 日ら年 ミ同四	期間	指定漁船調
		同組合 製戸漁業協	場所	書の縦覧
	大間町大字奥戸字小奥戸四二七	北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の和田順一和田大字奥戸字材木村二六の一二十一日	下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の下北郡大間町大字奥戸字材木村二六の一 二十一日まで下北郡大間町大字奥戸字材本村二六の一 二十一日まで コード北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七 令和五年四月 奥	大区 発起人の住所及び氏名 期間 下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七下北郡大間町大字奥戸字新釜二二の七十日まで下北郡大間町大字奥戸字材木村二六の一十日まで下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の 令和五年四月 中本の

公

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

を削る。

相場豊彦

主たる営業所の所在地 青森市長島四丁目八の一二

取消しに係る建設業の許可

令和五年一月二十八日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法 (昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年四月七日

 $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ 氏名 藤田一哉

商号又は名称

藤一美装

主たる営業所の所在地 つがる市森田町床舞豊原一の八

許可番号 青森県知事許可(般—二)第四〇〇四九九号

四 \equiv

取消年月日 令和五年三月十五日

六 Ŧī. 取消しに係る建設業の許可

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す

青森県知事 三 村

申

吾

商号又は名称 ホットハウス

許可番号 青森県知事許可 (般—三〇) 第一〇〇九二五号

取消年月日 令和五年三月二十二日

Ŧī. 四 \equiv

六

造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、 鋼構

七 取消しの原因となった事実

青森県知事 \equiv 村

申

吾

七 取消しの原因となった事実 塗装工事業に係る一般建設業の許可

認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。令和五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確

建設業者の許可の取消し

る。 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申

吾

商号又は名称 古川工務店

二 氏名 古川光春

一 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ケ沢町大字舞戸町字下富田三の六

四 許可番号 青森県知事許可(般―三一)第七〇〇〇三八号

五 取消年月日 令和五年三月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道

施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に 令和四年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

る。

令和五年四月七日

青森県知事 三 村 申 吾

商号又は名称 笹倉建設株式会社

二 代表者の氏名 本間正信

主たる営業所の所在地 上北郡東北町字滝沢平二の一七四四

許可番号 青森県知事許可(特—三)第九四一〇号

取消年月日 令和五年三月二十日

取消しに係る建設業の許可

六 五

四三

管工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。令和五年三月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

先 機 関

出

土地改良区の定款変更の認可

より公告する。 土地改良区の定款の変更を令和五年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定に土地改良区の定款の変更を令和五年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により、榎林土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、榎林

令和五年四月七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

土地改良区の管理規程の変更の認可

で、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり公告する。り、榎林土地改良区の榎林頭首工管理規程の変更を令和五年三月二十八日認可したの土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十七条の二第三項の規定によ

令和五年四月七日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

管理規程の概要

放流及び取水に関する事項

九日から九月七日までのかんがい期間にあっては、頭首工から受益地に必要なか んがい用水を放流するものとする。 施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項 頭首工管理責任者は、適正な取水位によりかんがい取水を行い、毎年五月二十

三 干ばつ、洪水時その他緊急事態における措置に関する事項 れらの操作のために必要な設備を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行 頭首工管理責任者は、当該施設を操作するために必要な機械及び器具並びにこ

その他施設の管理に関し必要な事項

るものとする。

機関との連絡及び情報の収集を密接に行い、頭首工の操作に関し必要な措置をと

頭首工管理責任者は、洪水のおそれがあるときは、洪水警戒体制をとり、

関係

記録しなければならない。 頭首工管理責任者は、頭首工管理日誌を備え、当該頭首工の管理に係る事項を

県号

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚ニ付十八円九十銭

青森市長島一丁目一番· (発行所・発行人)